

甲賀市農業委員会規程第1号

甲賀市農地移動適正化あっせん事業実施規程を次のとおり制定する。

平成23年3月1日

甲賀市農業委員会
会長 曾和政一

甲賀市農地移動適正化あっせん事業実施規程

(目的)

第1条 この告示は、農業委員会が農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条第2項の規定、農地移動適正化あっせん事業実施要領(昭和45年1月12日44農地B第3712号農林事務次官通知)及び農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について(昭和45年4月30日45農地B第953号農林省農政局長通知)に基づき、農業振興地域内の農用地等について行う農地保有合理化のための権利移転のあっせん事業(以下「あっせん」という。)の実施について必要な事項を定め、もってその農用地等に関する権利の取得が農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を図ることを目的とする。

(あっせんを行う農用地等)

第2条 あっせんの対象となる「農用地等」は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第3条に定める農用地等のほか、そのような農用地等とすることが適当な土地を含むものとする。

(農用地等の権利を取得させるべき者)

第3条 農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者、当該農用地等の所在地を農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項に規定する農地保有合理化法人及び同法第11条の9第1項の承認を受け同法第4条第3項第1号の事業を行う農地利用集積円滑化団体(以下「農地保有合理化法人等」という。)とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでに掲げる要件を備えているものに限られる旨が定められているほか、農業振興地域整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態に対応して必要と認められる要件が定められているもの。

ア その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積(その経営面積に係るが農業生産法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯数で除した面積。)が、別表第1の基準面積を超えるものであること。ただし、その農用地等の権利の取得が交換による場合にあつては、いずれか一方(その交換に係る一方の農用地等が農用地区域外にある場合にあつては、農用地区域内の農用地等の権利を取得する者)の農用地等の権利の取得後の面積が、別表第1の基準面積を超えるものであること。

イ その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

ウ その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

(あっせんの順位)

第4条 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせん順位は、次の各号に掲げるところにより定めるものとする。

(1) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位は、農業を営む者を第1順位とする。この場合、認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。)を優先してあっせんする。また、農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合又は農業を営む者にあっせんするよりも農地保有合理化法人等にあっせんする方が農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合には農地保有合理化法人等にあっせんする。

(2) 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合におけるあっせんの順位については、次に掲げる基準によりあっせんの順位を定めるものとする。

ア 農用地等の権利の取得後における経営面積と別表第2に定める目標面積との格差が小さい者に対して優先的にあっせんすること。

イ 農業振興地域整備計画、農業構造対策事業計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者に対して、優先的にあっせんすること。

ウ あっせんすべき農用地等の位置その他利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができる者と認められる者に対して優先的にあっせんすること。

エ 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者に対して、優先的にあっせんすること。

オ 地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当と認められる者に対して優先的にあっせんすること。

(他事業等との関係)

第5条 農業農村整備事業、農業構造対策事業等との関連上必要があると認められる事項については、第3条及び第4条の基準にかかわらず、それぞれの計画によって定められた具体的な計画によって、農用地等のあっせんを行うものとする。

(あっせんの申出等)

第6条 農地等のあっせんを受けようとする者は、あっせん申出書(様式第1号)により、農業委員会に申し出するものとする。

(あっせん譲受け等候補者名簿)

第7条 農業委員会は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付又は交換の相手方として適当と認められる候補者(あっせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る。)を登録したあっせん譲受け等候補者名簿(以下「名簿」という。)(様式第2号)を作成するものとする。

(あっせんの適否決定等)

第8条 農業委員会は、次の各号に掲げるところによりあっせんを行う可否の決定をするものとする。

(1) 農業委員会は、次に掲げる場合にあっせんを行うものとする。

ア 農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付又は交換についてのあっせん

の申出があった場合。

イ 名簿に登録されている者から農用地等の買受け又は借受けについてのあっせんの申出（様式第3号）があった場合。

ウ ア又はイのあっせんに直接関連して他の農用地等を譲渡し、貸付け又は交換のあっせんを行うことが必要と認められた場合。

(2) 農業委員会は、次に掲げる場合にはあっせんを行わないものとする。

ア 農用地等の所有者からのあっせんの申出で、売渡し若しくは貸付けの相手方を指定している場合。

イ あっせんの申出以前に既に実質的に契約を締結していると認められる場合。

ウ 不動産業者が介入していると認められる場合。

エ その他、あっせん事業の対象として不適正な事実があると認められる場合。

(あっせんの相手方となるべき者の選定等)

第9条 農業委員会は、次の各号に定めるところにより相手方となるべき者を選定する。

(1) 農業委員会は、第8条第1号アのあっせんについては、農用地等の権利移動の相手方となるべき者の候補者を名簿の登録者の中から1名以上選定し、その者があっせん基準に適合することを確認の上、その者を当該農用地等の権利移動の相手方となるべき者として選定するものとする。

(2) 農業委員会は、第8条第1号イのあっせんについては、当該申出者があっせん基準に適合することを確認の上、農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。

(3) 農業委員会は、第8条第1号ウのあっせんについては、あっせん基準に基づいて農用地等の権利移動の相手となるべき者を選定するものとする。

(4) 農業委員会は、第8条第2号のあっせんの対象として不適正な事実の有無の確認及び前3号の規程までによる農地等の権利移動の相手となるべき者の選定の経過を記載した選定調書（様式第4-1号から様式第4-3号）を作成するものとする。

(あっせん委員の指名等)

第10条 農業委員会会長は、第9条により農用地等の権利移動の相手となるべき候補者を選定した場合は、農業委員会の委員の中からあっせん委員2人を指名し、当該あっせん委員をして農用地等の権利移動のあっせんを行わせるものとする。この場合には、農業委員会は、あっせんの申出をした者及び農用地等の権利移動の相手方となるべき者にあっせんを行う旨及びあっせん委員の氏名を通知（様式第5号）するものとする。

(あっせん調書等の作成等)

第11条 あっせん委員は、次の事項についてそれぞれ処理するものとする。

(1) あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立したときは、あっせん調書（様式第6号）を作成し、農業委員会に報告するものとする。

(2) あっせん委員は、次に掲げる場合には、あっせんを打ち切るものとする。
ア あっせんにより農用地等の売買、貸借、又は交換が成立する見込みがないと認めたとき。

イ あっせんの過程であっせんの対象として不適正な事実があると認めたとき。

ウ アの場合には、あっせん委員は、あっせん顛末書（様式第7号）を作成し署名押印の上、農業委員会に報告するものとする。

(あっせんの打ち切り又は新たなあっせん)

第12条 農業委員会は、前条第2号アによりあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、新たなあっせん相手を選定しあっせんを行うか、又はあっせんしないこととするかを決定し、あっせんをしない旨の決定した場合は、その旨をあっせんの申出でをした者に通知するものとする。

2 農業委員会は、前条第2号イによりあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、あっせんをしない旨の決定をし、その旨をあっせんの申出をした者に通知するものとする。

(あっせん証明書等)

第13条 農業委員会は、第11条第1号のあっせんが成立した旨の報告があった場合において、農用地等の権利移動の当事者の一方又は双方からあっせん証明書の交付の申請があったときは、その者から契約書を提示させ、当該契約内容とあっせん調書との照合を行い、当該契約が当該あっせんに基づき成立したものであることを確認のうえ、あっせん証明書を交付するものとする。

2 農業委員会は、前項のあっせん証明書の交付後第8条第2号のあっせんの対象として不適正な事実が判明したときは、あっせん証明書の交付の取消しを行うものとし、関係機関にその旨通知するものとする。

(農地移動適正化あっせん台帳)

第14条 農業委員会は、この基準に基づく農用地等の売買、貸借、又は交換についてのあっせんの結果を記載した農地移動適正化あっせん台帳を備え置くものとする。

(事前届出の勧奨)

第15条 農業委員会は、地域内の農業者等に対し、あっせんの趣旨、あっせん基準等の周知徹底に努めるとともに、農業者等が農用地等の売渡し、貸付け、買受け、借受け又は交換をしようとするときは、あらかじめ農業委員会に届け出るよう指導するものとする。

(事業計画及び報告書)

第16条 農業委員会は、あっせんを行う場合は事業計画に定め、前年度の事業実績と併せて毎年度5月末日までに滋賀県知事に提出するものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 基準面積

経営類型	基準面積
水稻（水稻・大豆・麦作）	3 ha
茶	7 ha

別表第2 目標面積

経営類型	目標面積
水稻（水稻・大豆・麦作）	2.5 ha
茶	1.0 ha

様式第1号（第6条関係）

あ っ せ ん 申 出 書

下記の農用地等につき（売買・貸借・交換）のあっせんを申し出します。

なお、事前に実質的契約を締結したり、不動産業者が介入している等農地移動適正化
あっせん事業によるあっせんの対象とすることが不適正な事実がないことを確約します。

記

所 在	地 目	面 積

年 月 日

甲賀市農業委員会会長 あて

申請者 住所
氏名

㊞

様式第2号（第7条関係）

あっせん譲受け等候補者名簿

名簿登録		氏名 (名称)	住 所	年令	経 営 概 況 ①		農 業 労 働 力 の 状 況 (人)				あっせんの 状況 ⑤	備 考 ⑥
番号	年月日				経営 形態 ②	面 積 (a)	男子専従者 (後継者を除く。)	女子専従者 (後継者を除く。)	後 継 者			
									現 に 専 従 ③	現 に 非専従 ④		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

(記載注意)

- 1 ②の欄には、例えば「米+野菜」、「酪農」、「果樹」のように記載すること。
- 2 ⑤の欄には、あっせん成立年月日、取得土地の地目、面積等を記載すること。
- 3 新規就農希望者については、
 - ア 農業を営んでいる者と明確に区分すること。要すれば、⑥の欄に（新）等により整理すること。
 - イ ①の欄を「経営目標」と読み替えること。
 - ウ ③の欄を「専従予定」に、④の欄を「専従予定なし」に読み替えて、就農時点の予定を記載すること。
 - エ ⑥の欄に、資機備目標（例えば、「トラクター〇台」、「ハーベスター〇台」、「スプリンクラー〇台」）、経営面積の拡大計画及び経営主の略歴等を記載すること。

様式第3号（第8条関係）

あ っ せ ん 申 出

農用地等の買受け又は借受けについて、あっせんの申し出をします。

年 月 日
甲賀市農業委員会会長 あて

住所
氏名 ㊟

1 経営状況 経営形態（ ）

	自作地①	小作地②	貸付地③	経営地①+②
田				
畑				
計				
採草 放牧地				
山林・その他				

2 家族、職業並びに収入等

氏名	年齢	性別	続柄	職業	専業	兼業	農作業従事日数	備考

3 農業収入の内訳

品名	収入額	備考	品名	収入額	備考

4 農機具及び家畜の保有状況

農 機 具					
種類					
数量					

5 あっせん希望地状況

希望地域	
地 目	
面 積	m ²
10a 当り価格	円

- (注) 1 経営形態は、「水稲+野菜」、「酪農」、「果樹」のように記載。
 2 専業、兼業はそれぞれ該当欄に○印を付ける。
 3 農機具、家畜の保有状況はそれぞれ台数、頭数などを記載。
 4 この申出書は、農業委員会に提出してください。

様式第4-1号(第9条関係)

選 定 調 書

年 月 日

甲賀市農業委員会会長 ⑩

1 あっせん対象

申出年月日		申出区分	売買、貸借、交換、その他() *
申出者氏名		住 所	
申出土地の所在	地 目	面 積(a)	

2 農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実の有無 *

無	有 ①
---	--------

3 相手方の選定②

(1)

相手方候補者の氏名	住 所	名簿登録 年 月 日	名簿登録 番 号 ③	あっせん 順 位 ④

(2) 相手方たるべき者のあっせん基準への適合についての判定 - (別紙小表)

4 相手方たるべき者の選定の経過⑤

--

様式第4-2号(第9条関係)

選 定 調 書

年 月 日
甲賀市農業委員会会長 ㊟

1 あっせん対象

申出年月日		申出区分	売買、貸借、交換、その他() *	
申出者氏名		住 所		
譲受等の希望の内容	地 目	面 積(a)	名簿登録 年 月 日	名簿登録 番 号 ①

2 相手方の選定②

(1)

譲渡等候補者の 氏 名	住 所	あっせん対象土地の内容		備 考
		地 目	面 積(a)	

(2) 申出者のあっせん基準への適合についての判定(適、不適*) - (別紙小表)

3 相手方たるべき者の選定の経過③

--

様式第4-3号(第9条関係)

選 定 調 書

年 月 日

甲賀市農業委員会会長 ⑩

1 あっせん対象

農業委員会があっせんを必要と認めた年月日		あっせん区分	売買、貸借、交換、その他 () *		
あっせん対象者氏名(権利取得)		住 所			
あっせん対象者氏名(権利譲渡)		住 所			
あっせん対象土地	所 在	地 目	面 積(a)		

2 権利を取得すべき者のあっせん基準への適合についての判定
(適、不適*) - (別紙小表)

3 本件あっせんを必要と認めるに至った経過①

--

別紙小表		※（第8条（1）アに係るあっせんの場合、同イに係るあっせんの場合、同ウに係るあっせんの場合）		
あっせん基準		相手方候補者氏名	相手方候補者氏名	相手方候補者氏名
①	ア その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係るが農業生産法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯数で除した面積。）が、経営類型の別表1の基準面積を超えるものであること。			
②	イ その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、または近く適当な水準になる見込みがあると認められること。			
③	ウ その者が農業経営の経営主であつて相当の年齢以上であるときはその後継者が現に農業に従事しているか、又は近く従事する見込みがあると認められること。			
④	エ その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従つて利用することが確実であると認められること。			
⑤	オ 農業農村整備事業、経営構造対策事業等との関連上必要があると認められる事項については、当該地域の農業者の大多数の意志に基づき実施される農業振興施策等があり、特別の基準によりあっせんする必要があると認められること。			
⑥	その他（ ）			
⑦	順位			

（記載事項）

1. ※欄は該当のものを○で囲むこと。
2. （第8条（1）アに係るあっせんの場合）
 - ①…（ ）内には第8条（2）に掲げられているような事実を具体的に記すこと。
 - ②…相手方候補者を1名以上選定すること。（第9条（1））
 - ③…新規就農希望者については、農業を営んでいる者と明確に区分すること。要すれば、（新）等により整理すること。
 - ④…第4条（2）に基づき決定された順位を書くこと。
 - ⑤…第9条（1）及び第4条（2）に基づく相手方となるべき者の選定の経緯等の概要を書くこと。
（第8条（1）イに係るあっせんの場合）
 - ①…新規就農希望者については、農業を営んでいる者と明確に区分すること。要すれば、（新）等により整理すること。
 - ②…相手方たるべき者を選定した経緯等の概要を書くこと。
（第8条（1）ウに係るあっせんの場合）
 - ①…第8条（1）ウに係るあっせんを行うに至った経緯等の概要（関連あっせんの関係等）を書くこと。
3. （別紙小表）については、第8条（1）アに係るあっせんの場合には、当該あっせんに係る権利譲渡の相手方候補者について、第8条（1）イに係るあっせんの場合には、当該あっせんの申出者について、第8条（1）ウにかかるあっせんの場合には、当該あっせんに係る権利取得者について、それぞれ①～⑥での当該要件に適合する場合は○、不適合の場合は×をつけ、不適合の場合で特記を要するときはその理由を書くこと。（⑦には第8条（1）アに係るあっせんの場合の候補者の順位を書くこと。）

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

様

甲賀市農業委員会会長 印

農地移動あっせん通知書

あなたに対し農地移動適正化あっせん事業による、農地移動あっせんを行うので、甲賀市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条により通知します。

記

あっせん委員指名

あっせん調書

(1) 申出	申出者氏名		住 所		申出年月日		申出の内容*		
							売、買、貸、借、交換、 その他（ ）		
(2) 相手方	氏 名		住 所		基準8の(1)の(ア、イ、ウ*)該当				
(3) あっせんの 内容	対 象 土 地 等	所 在		地 番	地 積(a)	地 目	契 約 の 種 類*		
							売買、賃貸借 その他 使用貸借、交換（ ）		
							売買、賃貸借 その他 使用貸借、交換（ ）		
							売買、賃貸借 その他 使用貸借、交換（ ）		
	あっ せ ん の 結 果	売 買 価 格			賃 貸 期 間				
		円			年				
		譲受者の権利取得前後の経営面積(a)							
			田	畑	樹園地	小 計	採草放牧地	山林その他	
		取得前							
		取得後							
(4) あっせ んの経 過等	あっせん期間			あっせん回数	契約締結 予 定	農地法第 3条許可 申請予定	農業経営基 盤強化促進 法第18条 農用地利用 集積計画作 成予定		
	年 月 日～ 年 月 日			回	年 月 日	年 月 日	年 月 日		

以上のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

譲受等予定者氏名 ㊟
 譲渡等予定者氏名 ㊟
 あっせん委員氏名 ㊟
 あっせん委員氏名 ㊟

台帳用 **	農地法第3条許可年月日		年 月 日	
	農業経営基盤強化促進法第19条 農用地利用集積計画公告年月日		年 月 日	
	あっせん証明書交付の有無		有（ 年 月 日） 無	
	台帳綴り込み年月日		年 月 日	台帳No.

- (記載注意) 1 選定調書を添付すること。
 2 *欄は該当を○で囲むこと。
 3 あっせんの結果欄は、売買の場合は売買価格、賃貸借の場合は賃貸期間を書くこと。
 4 **欄は台帳綴り込みの際に記載すること。

あっせん顛末書

(1) 申出	申請者氏名	住 所		申請年月日	申請の内容 ※	
					売買、賃貸、交換、その他 ()	
(2) 相手方	申請者氏名	住 所		基準8の(2)の(ア、イ、ウ、エ※)該当		
(3) 斡旋の内容	対象土地等	所在	地番	地積 a	地目	契約の種類*
						使用貸借、交換 ()
						売買、賃貸借 その他
						使用貸借、交換 ()
						売買、賃貸借 その他
					使用貸借、交換 ()	
	あっせん打ち切りの理由	(記載注意) (基準8の(2)の(ア、イ、ウ、エ)のいずれかによるものか具体的に記載すること)				
(4) あっせんの経過等	あっせん期間			あっせん回数		
	年 月 日～ 年 月 日			回		

以上のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

あっせん委員氏名

㊟

あっせん委員氏名

㊟

台帳用**				
	台帳綴りこみ年月日	年 月 日	台帳No.	

- (記載注意)
- 1 選定調書を添付すること。
 - 2 *欄は該当を○で囲むこと。
 - 3 **欄は台帳綴り込みの際に記載すること。